



## 高校生諸君へ

はじめに。

このシリーズは高校生の孫たちに加藤陽子さんの「それでも日本は戦争を選んだ」を理解するための基礎知識を「日本史B基準」で書き始めたものです。最近、佐藤 優さんが同著を推薦される文章を月刊誌に掲載された。私の学習の視点も間違っていないことに自信を持ちました。歴史書は著者のレベルと関心によって難易度があり、「日本史B基準」は必須です。然し近代史は教えることが難しく学校では殆ど学ぶ機会がないことも分かってきました。歴史書は専門的すぎるもの、簡略に大枠を解説するものに分かれ、高校の授業に匹敵するものがないように思いますそこで、市販の歴史書が読めるような橋渡しの役割を果たしたいと続けています。原則として年代順に説明していますので時代と時間感覚が分かりやすくなっています。授業で先生が話す内容を書いていますので長くなっていますが簡単な言葉を用いていますので最後まで読んでください。今月は1938年がテーマですが、その前に参議院議員選挙の結果と憲法の改正及び1938年の国民総動員法との関連について私見を述べます。

## 日本でも国民投票

### (1)、裏面交流の公約・本当の目的は隠されていた

今回の参議院議員選挙で与党が3分の2を獲得することは予想されていましたが、その直前にイギリスの国民投票のプロセスを学んで、日本における国民投票にも危機感を感じます。

為政者は裏面交流の達人です。始は本音を隠しておいて、後で建前を表面に出します。結果は本音で動き、動かします。今回も自民党は選挙の

争点に憲法改正は触れていません。消費税の延長を誇らしげに国民に訴えました。

消費税の延長は、本当は政策の失敗です。それを認めず新しい判断と解釈を変え、国民に魅力ある消費税の延期を訴えて勝利しました。2%の増税でなすべきであった社会保障関連の政策はどうなるのでしょうか

## (2)、安倍政権の本当の目的

安倍政権の本当の目的は既に報道されているように憲法改正です。

改憲勢力（与党）が衆参両議院で3分の2を占めたことは歴史的な出来事です。この政府は改憲発議権を獲得したことになります。

次の衆議院選挙迄は「衆参3分の2」の国会になりますから、当面、改憲発議権の保証期間はとりあえず後2年余りあります。

この期間に国民投票が実施されるように安倍政権はフル稼働します。アベノミクスと改憲がこれからの両輪になるでしょう。

## (3)、既に始まっている改憲論議

2007年5月には憲法改正のルールを定めた国民投票法を成立させ、

「日本国憲法改正草案」（自民党草案という）を2012年4月に発表し、2013年の参議院議員選挙では憲法改正を正面に打ち出し議席を減らしました。今回は2回目の挑戦で、この間に「解釈憲法」等で多くの権威ある憲法学者に違憲と言われても無視し、今回の結果を導き出し「改憲の理解が進んだ」と判断しています。我々は国民投票で何をどのように選択しなければならないのかを、しっかり学んでおかないとイギリスの大後悔の後を追うことになります。今の段階では改憲とは自民党草案を受け入れることになります。

## (4)、立憲主義について

自民党草案のどこが問題なのかを毎月一つずつ簡単に記していきます一言で表現すれば「立憲主義に反している」となります。では、立憲主義とはなんのでしょうか？

この難しい問いに答えるために、少し遠回りですが質問を変えてみます。  
憲法には何が書いてあるのか？  
憲法は、どうして必要なのか？

①憲法には国家が守らなければならないことが書いてあります。  
具体的に言いますと「国家権力や多数派から国民の基本的人権を守るの  
が憲法です。国家権力を制限して国民の権利・自由を守るのが憲法です。  
その憲法に基づいて政治が行われなければならないのです。

②憲法は私たちの基本的人権を保障しており、国家がこれを奪うことを  
させないために憲法が必要です。

基本的人権を簡単に記しますと「他人の自由や権利を侵害させないかぎり  
自由・平等に行動できること。自由権が保障されているということ  
です。自由権は精神の自由、身体の自由、経済活動の自由に分けられます  
又、③憲法にはその国の「統治のあり方」（日本の場合は象徴天皇と平  
和主義）が定められ、権力者がその道からそれないように歯止めが書か  
れています。憲法は権力者が守らなければならないものですから国民が  
作ることになっています。ですから国民が主語（主体）にならなければ  
なりません。以上のような内容を持つ憲法が立憲主義に基づいていると  
言えます。平たく簡略に表現していますが、学問的には「自由と人権を  
保障するための原理」を持った憲法に基づいて権力の集中を避けるため  
に三権が分立している政治体制を立憲主義といいます。

## (5)、憲法と法律の違い

憲法は国民が作るとはいっても私たち個人が参加して作ることは困難で  
す。私たちは選挙で国会議員（衆議院と参議院）を選ぶことで政治に参  
加します。国会議員を信じて（信託）安心して暮らせる国家を作ってい  
きます。国家は大きな組織集団ですから、個人個人が互いに迷惑をかけ  
ないようにするためにはルールが必要です。そのルール（法律）を作る  
のが国会です。法律は国民を縛ります。例えば脱税は厳罰が科せられま  
す。法律とは国民の自由を制限して、社会の秩序を維持するものです。

日本の場合、現在は立法権が国会にあります。その国会は衆議院と参議院からなっています。その国会で作る法律に基づいて行政が行われます。その行政のトップが総理大臣です。

## (6)、日本国家とは

大胆に言いますと、現在、日本の国家（国の形）とは何かと言えば「安倍政権の行動全般」です。今の段階では「日本で、どんな国？」と問われれば「戦争を放棄した国」と答えられますが、自民党草案が決定されますと、その答えは誤りになります。

国家を憲法に基づいて法律を作り運営するのが行政府でそのトップは内閣総理大臣です。現在は最大与党の長が選ばれます。与党とは衆参両議院で多数を占める党のことです。これら一連の手続きは多数決によってまわりますから一見、民主主義が貫徹されているように見えますが少数意見が抹殺されています。これは現在の政治が政党政治だからなのです。政党政治の特徴は、その党の方針に沿わなければ離党となります。

今回、東京都知事選挙に立候補する小池百合子さんは党の方針に沿っていないので離党の進退伺いを出していますが（出さされている）政党政治では個人の意見は反映されません。自民党の中にも原発反対の人はいりますが党の方針に沿わなければ離党となります。離党になるかならないかは金銭的な利害がからんでいます。党の方針を決めるのに決定的な影響力を持つのが内閣総理大臣です。

与党が衆参両議院で3分の2を獲得したことは、一番難しい憲法改正が出来る道筋をつけるようになったことを意味します

国家は「有無を言わせない力＝権力」を持っています。

国民は決められた税金を納めねばなりません。国の理念が領土拡大であれば戦争をします。国民はそれに協力せねばならず、多くの場合、徴兵制ができ、国民はそれに従わなくてはなりません。

建前は選挙という一人一票の平等性を保たれた選挙を通して国会議員を選出しますが、絶対多数票で当選者が決まる小選挙区制では、自民党が有利です。国民が今知るべきことは、自分たちが選んだ又は選ばなかった結果として憲法が改正されようとしていることです。

## (7)、憲法にそった憲法改正が行われる

第96条、衆参両議院で各3分の2の議員が賛成して発議をし、国民投票で過半数の賛成を必要としています。今回はこの前半の部分がクリアされますから、憲法にそった改憲手続きができるわけです。

自民党草案のどこが立憲主義に基づいていないのか？ 沢山ありすぎて一度では無理です、今月は第98条と第99条を、学んでいきましょう。

尚、高校生のためには「高校生からの『憲法改正問題』入門」という本が出版されていますから是非読んでください（平和文化出版・平和・国際教育研究所編。電話 03-3812-8618）

## (8)、第98条と第99条は現行憲法には無い条文です

「第9章 非常事態の宣言」と題して二つの条文があります。次頁を見て下さい。表に読み方のポイントを簡記しました。

戦争をする国は緊急事態条項をもっています。日本は軍隊を持たず戦争をしない国ですから、緊急事態条項は必要ないわけです。東日本大震災のような甚大な被害をともなった自然災害、人的災害にはすでに法律ができており、憲法に入れる必要はありません。

第98条のような例示とその他の併記されているものは限定無しで必要と認める判断は総理大臣となっています。戦争するかしないかの判断が総理大臣です。

第99条は緊急事態指示服務義務です。ここには引用していませんが

「この場合においても、第14条（法の下での平等） 第18条（身体の拘束及び苦役からの自由） 第19条（個人情報等の不当取得の禁止等） 第21条（表現の自由） その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」とわざわざ断りを入れざるを得ないほど、人権侵害が想定されているとも解されます。インターネットの規制等の考えられているようです。

（参考文献；伊藤真著「赤ペンチェック自民党憲法改正案」大月書店刊）

## 日本国憲法改自民党正草案

### 九十八条 緊急事態の宣言

**内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。**

### 国会との関係は2

**緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。**

### 第九十九条 緊急事態の宣言の効果

**緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。**

### 国会との関係は

**前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。**

**緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。**

引用は全文ではありません。大枠の理解のため抜粋です。

- ①主語は誰？
- ②緊急事態の例示は3通り
- ③例示以外は法律で定める。解釈範囲？

国会との関係は？事後承認

- ①主語は誰？
- ②内閣ができること
- ③内閣総理大臣ができる処分とは？

国会との関係は、事後承認のみ？

国会は不要

主語は誰？

ハッキリ言って国民は政府・知事・市長等の指示に従わなければならない。  
指示が出るところは内閣総理大臣です。

今月は1938年がテーマです。この年には「国民総動員法」が公布されます。その内容と運用を見て国家権力がどのように変質していくか学んでいきます。

# 1938年

## 1. トラウトマン和平工作を断る

南京を攻略すれば戦争は終結すると思っていた日本国民は勝戦に喜び熱狂し国内はお祭り騒ぎになりました。然し中国は首都を重慶に、首都機能を武漢三鎮に移して英米の支援を得て戦いを続け、戦火は長期化しつ泥沼に入っていきます。

### (1)、ドイツと中国とソ連関係。

中国駐在大使オスカー・トラウトマンに和平工作を依頼したのは参謀本部の石原完爾でした。石原は左遷される直前の1937年10月に部下がトラウトマンと顔なじみであることを知り即座に仲介を依頼しました。。ドイツは日独防共協定を結んでいましたからトラウトマンも積極的に動きました。

然し一方でドイツは中国に大量の武器を売り込み、軍事顧問を派遣して、戦闘方法や軍事技術を指導し、上海、南京の防衛設備（トーチカ）を築いて長期戦に耐えるように中国軍を指導して、その見返りにタングステン等ドイツが欲しい稀少な地下資源を買い取っていました。

中国とソ連は、1937年8月「中ソ不可侵条約」を締結して、武器の援助、（飛行機924機、自動車1516台、大砲1140台、機関銃9720丁）、志願兵という形でソ連人パイロットを送り込んで戦争に協力していました。ソ連は日本との軍事的な衝突は早晚避けられないと考えていたようですが、ソ連の目的は中国の共産化です。そのために中国が日本に支配されることは絶対に避けなければならなかったのです。

このように中国を介してドイツ、日本、ソ連の関係は複雑な緊張関係を国際社会につくり出していきます。

## (2)、和平工作を依頼して断った日本

1937年11月1日近衛内閣は日本側の和平条件を決定し、それをトラウトマンには渡し、蒋介石に伝えましたが蒋介石は国際会議での和平交渉を望み日本との2国間交渉には応じませんでした。

然し、1937年12月1日、上海、南京での戦いが不利になると、蒋介石は新たな条件をつけてトラウトマンを介して講和を申し出ましたが、今度は日本側戦局が（南京陥落）有利と判断して、条件を「勝戦国」並に引き上げその回答期日を1938年1月14日としましたが蒋介石は期限迄に回答しませんでした。。

翌日、1938年1月15日、日本はトラウトマン和平工作を打ち切り「爾後国民政府を相手とせず」と声明を発します。（近衛第一声明）

ここに日本は日中戦争を終結させる最後の機会を内閣の主導によって葬り去ってしまいました。

## (3)、日本国内では和平をめぐって複雑な対立があった

日本の軍隊は陸軍と海軍に分かれており、陸軍は参謀本部と陸軍省（陸軍大臣）から成り、海軍は軍令部と海軍省（海軍大臣）から成り、両軍共に空軍を持っていました。

和平工作に積極的であったのは参謀本部で先鞭者は石原完爾、引き継いだ多田参謀本部次長も和平を強く望んでいました。その理由。

日本陸軍は、3ヶ月に及んだ上海戦に総兵力約19万人を投入させられて、戦死・戦傷あわせて4万人以上の損害を出し、戦病者も膨大な数にのぼった、又、南京攻略戦にも総兵力約20万人を投入し、膨大の戦死戦傷者、戦病者を出し、陸海軍の兵力動員数は1931年に27万8000人、1937年には59万3000人、1938年には132万5000人となり、その大部分は陸軍部隊でした。

参謀本部はゴールの見えない長期戦・消耗戦に陸軍がこれ以上の負担と犠牲を被ることを回避しようとしていました。

海軍は強烈に反対をしました。船津和平工作が纏まりかけていた（1937年8月7日）矢先に大山勇夫事件を起こし、戦争の継続と拡大を求めました。

海軍には実践的な戦場が必要でした。

その主な理由は、海軍の存在感を示すため英米を仮想敵国としての軍備を始めており多大の予算を獲得したばかりでした。「英米に勝つ」ことを目的とし、艦隊ばかりではなく、航空兵力として新型の戦闘機や爆撃機を試作して完成間際でした。その性能と操縦力を実践的に試すための戦場を必要としていました。

海軍内の派閥は複雑怪奇で「親米英派＝条約派」と「反米英の艦隊派」に加えて「航空主兵・艦船不要」をとなえ航空力を主戦力とする山本五十六のような反米英戦争拡大派もありました。米内海軍大臣も途中から拡大派に転向します。（山本五十六の態度を核にして整理、研究中です）要は陸軍との競争意識と複雑な内部での派閥争いで、国家と国民のことは棚上げになっているという状態でした。

そのような状況下で内閣総理大臣近衛文麿は拡大派の先鋒でした。

「中途半端な妥協をすると、**昨年来の犠牲**をすべて無意義に終わらしめる」と発言しています

（**過去の犠牲**が拡大の判断基準になっているところに注目＝過去の犠牲が大きいのので戦争が止められない。犠牲になった人に顔向けができないという考えは日露戦争後から引きずっています）

犠牲の増加をくい止めたかった多田駿参謀本部次長の手記です

「常に普通は強硬なるべき参謀本部がかえって弱気で、弱気なるべき政府が強硬なるは実に奇怪に感じられる。然しそれが真実で、こうなってしまうと一日も早く戦いを止めたいと思うのに、政府は支那を軽く見、また満州国の外形だけを見て楽観したるためなり」

この段階では近衛首相の強さが目立っています。

不拡大派の多田駿参謀本部次長は1938年12月に左遷されます。石原完爾も1年前に左遷されています。陸軍も拡大派の力が強くなっています。

#### (4)、近衛第一声明

トラウトマン和平工作を打ち切った翌日の1938年1月16日の近衛第一声明の内容は次のように要約されます。

「日本帝国は南京攻略後、蒋介石国民政府に反省をする機会を与えてきたが、蒋介石国民政府は日本の真意を理解せず、人民の塗炭の苦しみを察せず、又東亜全体の和平を顧みることもしなかつた。よって日本帝国政府は『爾後国民政府を对手とせず』。日本帝国は新たな支那政権の成立を期待し、その政府と両国の国交を調整し、『更正新支那』の建設に協力する」（要約）

またしても傀儡政府を樹立しようということです。

国内の強硬派から『爾後国民政府を对手とせず』という表現は不明瞭であるとの批判があり、1月18日近衛首相は「帝国政府の対支方針は、国民政府の潰滅を期するにあり——」と追加声明を発表しています。近衛の後ろにいる人たちの意見が大きな力を発揮します。

海軍航空隊は中国内地に航空基地を設置し、この年もほぼ連日の316日にわたり空爆を実施し、実戦によって訓練を積み重ね英米戦に備えています。

## 2、最初の海軍航空基地

海軍が海外に初めて獲得した航空基地は三灶島（さんそうとうでした。香港の西およそ80kmにあり、かつては小さな島（東西11.5km周囲20数km）でしたが、現在は陸続きとなり、経済特区・珠海市金湾区三灶鎮にある珠海金湾空港となって日本企業も多く進出しています。

（次頁地図参照）

「日本海軍400時間の証言 軍令部・参謀たちが語った敗戦」NHKスペシャル取材班の記事から学んだことを記します。比較的新しい事実の発見ですから教科書には載っていません。沖縄の方に関係しますのでここに留めおきたいと思いました。

(1)、1938年1月、日本海軍が三灶島に上陸占領。

「日本海軍の歩哨兵が島を見回り中、何ものかに殺害されたので、島内集落への厳しい対応が始まった。島民は夜陰にまぎれて島外に逃れるか、山間部に隠れた。見つかれば反抗的な者は殺害されたりして占領前の人口は約12000人いたが占領3ヶ月後にはは1794名と激減していた」

(この数は日本海軍が労働力として利用できる人員と解します。山中に隠れていたゲリラ部隊が約500人いたようです。)



(2)、1938年4月、基地として飛行場を建設。

島の東部に1200x400mの滑走路を建設、そのために島民を毎日350名使役した。代価は島民には価値のない軍票であった。

「昼間でも夜でも、雨風が吹き荒れるようなときも、老若男女総てに人が一日2回点呼されるために基地に連れて行かれた。人数が合えば帰ることができたが、一人でも多かったり少なかつたりしたら、殺された。」

海上は封鎖され、海に出られなくなり、夜、他の家を訪れることも禁じられた。もっとも苦しかったのはマッチがなく、火をつけるものがなかった。米、野菜、果物はすべて自分たちで育てた」（陳福炎さん証言）

島に出来上がった海軍航空基地では、爆撃機の発着回数など、海軍にとっての重要な機密を守るため、陳さんたち住民はその行動を徹底的に管理され、島の外に出ることは一切禁止されたのだという。

海軍によって多くの住民が殺害され、従兄もスパイ容疑で殺されたと「写真を見せながら、悔しそうに語る陳さんの声は怒りで震えていた」

### (3)、沖縄から移民を募集

海軍は食糧の調達と沿岸警備のため、沖縄からの移民を考え、新聞に記事広告を政府が出した

「沖縄日報」の昭和十四年の記事によると、

「△△島には一千町歩の広大かつ肥沃な水田が広がっており**住民は一人もいない**。そこに五十世帯前後を派遣すれば、最も理想的な田となるであろう。島に入ってしばらくは生活は海軍が世話する。海軍も大変歓迎している。米は最終的には海軍が買い取ることになると思われ、三反歩前後の野菜も海軍に納めることになるという」

海軍の発表では具体的な島の名前を伏して且つ「住民は一人もいない」ことになっている。1794人の島民はどうなったのであろうか？

沖縄からの移民を受け入れるため島内の治安を安定化するためにと軍事秘密の漏洩を恐れて基地が完成後、島民を虐殺したと推察されている。

### (4)、1939年4月12日から14日、2000人規模の虐殺。

「飛行場建設のため日本軍は現地および中山県で強制労働のために人びとを拉致、飛行場の建設後には彼らを虐殺、あるいは海の中に追い立てて溺死させた」（中山市文史資料委員会編）

### (5)、1939年9月、第一次の移民が入植。

移民当時10歳だった男性等8名の証言者の言葉を要約すると

「移民の役割は田畑を整え、海軍に米や野菜を納入すること。各戸に拳銃が配られ、成人男子には射撃訓練が課され、毎晩交代で海岸線の見回

りにでること。屯田集落として、海軍基地を守る人垣としての役割もになっていた」

（屯田とは兵士などを遠隔の地に土着させて、平時は農業に、非常時には戦争に従事させること）

入植当時「島に行った時期は骨がね、畑なんかにあちこち転がっていて、泣いていましたよ、お母さん達は。恐ろしい恐ろしいと言ってね」

（「日本海軍400時間の証言 軍令部・参謀たちが語った敗戦」NHKスペシャル取材班は2009年4月現地に取材に赴いている）

三灶島基地からは、第6航空基地部隊が連日のように広東方面、粵漢鉄道、広九鉄道更に遠く広西省、雲南省の爆撃に出撃した。「作戦を積極的ならしむるに大いに利あり」と三灶島基地の重要さを評価しています。海軍航空部隊が必要としたのが、新型の戦闘機が発着陸できる陸上基地でした。それを探すために島に着眼して偵察しています。翌年は海南島に基地を作り重慶爆撃に備えます。

国内では国民への戦争協力教育が強化されます。

### 3、国家総動員法公布 5 / 5 施行

この法律の前哨となる国民精神総動員運動について復習します。

#### (1)1937年9月11日「国民精神総動員運動実施要綱」

「南京を攻略すれば戦争は終わる」との国民の期待が実現せず、戦火は長期化しゴールのない泥沼戦に突入し、国家財政は軍事費優先の予算となり国民の生活は忍耐と窮乏をせまられました。その不平不満を未然に防ぐために政府はマスコミを統制し戦争を煽る記事で国民を誘導するのみならず、戦争続行の協力を「思想教育」するために1937年9月11日「国民精神総動員運動実施要綱」を公布しました。（ベストピア352号参照）

「拳国一致、尽忠報国、堅忍不拔」の三つのスローガンを掲げ、国民が積極的に戦争に協力して、国家への忠誠を誓うように天皇を利用します。具体的には神社・皇陵（天皇の墓）への参拝、出陣兵士、傷痍軍人、「英霊」の送迎、戦没者の慰霊、遺族への慰問、清掃等の勤労奉仕、更に戦費を賄うために貯蓄、節約、愛国国債の購入、奢侈禁止、心身鍛練（兵士になるため）等です。

この運動を組織化するために町内会・隣組を整備して、国民の隅々まで運動の実戦を拡げました。この運動には女性の活躍を促すという狙いもありました。（千人針運動）

7月7日を「日中戦争1周年記念」として、質素儉約を奨励し、一汁一菜、日の丸弁当、一戸一品金属廃品献納、自主的な灯火管制などが実施されました。（以上は1937年の話です）

## (2)国家総動員法

1938年3月16日議会決定され4月1日公布、5月5日施行

個人の権利のみならず人格までも国家に白紙委任するような内容です。口語訳と要約で読みやすく編集したものを記します。

### 国家総動員の定義

第一条 本法律において国家総動員とは、戦争時(戦争に準ずる事変も含む)に際して、国防目的の達成のため国の全力を最も有効に発揮できるように人的、物的資源を統制し運用することをいう。

### 対象となる物的資源

第二条 本法律において総動員物資とは次にあげるものをいう。

- ①兵器、艦艇、弾薬その他の軍用物資
- ②被服、食糧、飲料及飼料
- ③医薬品、医療機械器具その他の衛生用物資及び家畜衛生用物資
- ④船舶、航空機、車両、馬その他の輸送用物資
- ⑤通信用物資
- ⑥土木建築用物資及び照明用物資
- ⑦燃料及び電力
- ⑧前各号に掲げるものの生産、修理、配給又は保存に要する

原料、材料、機械器具、装置その他の物資

⑨前各号に掲げるものの他、勅令で指定する国家総動員上必要な物資  
対象にならない物資は何もない規定である。

## 対象となる業務

第三条 本法律において総動員業務とは次に掲げるものをいう。

一 総動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に関する業務

- ①運輸又は通信に関する業務
- ②金融に関する業務
- ③衛生、家畜衛生又は救護に関する業務
- ④教育訓練に関する業務
- ⑤試験研究に関する業務
- ⑥情報又は啓発宣伝に関する業務
- ⑦警備に関する業務

⑧前各号に掲げるものを除く他、勅令で指定する国家総動員上必要な業務

第四条 政府は戦争時には、国家総動員上必要な時は、勅令が定めるところによって国民を徴用して、国家総動員業務に尽かせることができる。ただし、兵役法とち合うときは兵役法が優先する。

要約しますと政府は戦争時には、国民を好き放題に徴用できる。

徴用とは国家権力により国民を強制的に動員し、一定の業務に従事させること。

7月から実施された項目は下記のとおりです。

主語は政府であり、根拠は勅令です。

勅令とは帝国議会の協賛を経ず、天皇の大権により発せられた命令です。

第六条 政府は、戦争時に国家総動員上必要な時は、勅令によって

労働者を雇ったり、解雇したり、また、その者の賃金などの労働条件に対しては必要な命令を出すことができる。

第七条 政府は、戦争時に国家総動員上必要な時は、勅令によって

労働争議の予防もしくは解決に対して必要な命令を出すことができる。また、作業所の閉鎖、作業もしくは労務の中止、その他の労働争議に対して制限もしくは禁止することができる。

第八条 政府は、戦争時に国家総動員上必要な時は、勅令によって物資の生産、修理、配給、譲渡、その他の処分、使用、消費、所持及び移動に対して命令を出すことができる。

第九条 政府は、戦争時に国家総動員上必要な時は、勅令によって輸出や輸入を制限したり禁止したりすることができる。また、輸出もしくは輸入を命じたり、輸出税や輸入税を課したりすることができる。また、輸出税や輸入税を増加したり減免したりすることができる。

以下26条迄同様条文で細部にわたる規定があり、32条から48条は罰則規定で全文は50条よりなっています。

全文を読み通すと私は嫌悪感と恐怖感とに襲われます。  
国家総動員法によって政府は必要となればすべての人と資材を動員することができる。



「戦争になれば、政府はなんでも勝手放題にやれる。帝国憲法で保障され、原則として法律でなければ制限できない国民の権利、自由、財産も勅令一本でやすやすと制限できる高度の委任立法の仕組みになっている。戦争に必要な軍事物資ばかりでなく、食糧、飲料、被服をはじめ一般民需品から教育、訓練、情報、啓発、宣伝などの心的業務まで、政府で必要あれば一切総動員することができる広汎無碍の戦時立法である」

(写真と文章は『昭和(上)』日本通信教育連盟発行より引用)

賃金を制限できる。物資の生産・配給・消費などを制限できる。会社の利益も制限できる。貿易も制限できる。

個人も法人も人格ある者は戦争のためには持っている権利を全面的に政府に白紙委任する、譲り渡すということである。この法案には左翼勢力が大賛成して、成立します。

### (3)、「スターリンのごとく」大胆に

この国会の審議の最終日に社会大衆党の西尾末広代議士が右翼か左翼か分からない発言をして物議をかもし出しました。

今も昔も変わらない国会の姿を見る思いです。

「さる3月14日は、五箇条のご誓文の70年目にあたるのであります。『わが国未曾有の変革をなさんとし』とご誓文の冒頭に仰せられているのであります。まことにしかり、今日においても、わが国は未曾有の変革をなさんとしている。ご誓文のなかには『旧来の陋習を破り、天地の公道にもとづくべし』こういうご趣旨も謳われているのでありまして、この精神を近衛首相はしっかりと把握いたされまして、もっと大胆率直に、日本の進むべき道はこれであると、ヒトラーのごとく、ムッソリーニのごとく、あるいはスターリンのごとく、大胆に日本の進むべき道を進むべきであろうと思うのであります。今日わが国の求めているのは、確信にみちた政治の指導者であります」「いまや世界は個人主義より相互主義へ、自由主義より統制主義へと進展しつつある」

「歴史的使命を果たすために、いまや躍進しつつある日本にとっては、国防の充実が絶対に必要である」「労働者は労働をもって国に報じ、財

力のある者は財力をもって国に報ずるとの愛国心の具体的表現と、これを組織化し、総動員法によらざれば、今後の戦争に勝利を博することはできない」

この演説に対して民政党や政友会からはガンガン野次が飛んだとありますが、時代の風の恐ろしさを感じます。更に輪をかけて尾崎行雄は「そこで私も言おう。近衛首相は自信をもって、ヒトラーのごとく、ムッソリーニのごとく、あるいはスターリンのごとく、大胆に日本の進むべき道を国民に示して指導されたい。西尾君は、この言葉を取り消したが、私は取り消さない。西尾君を除名する前に、私を除名せよ」と応援演説をしています。

(今の自民党のなかでも「ヒトラーのごとく、やればいい」と言った大臣がいます。彼は、馬鹿にされますが実はよく勉強して密かに実践しているかもしれません)

この法律施行前の4/6日既に電力国家管理法が公布され、経済面から個人のみならず法人にも活動制限と管理が始まりました。

さて、話は再び中国です

## 4, 徐州占領・5 / 19

南京攻略までに日本陸軍は95万人の兵士を動員して激しい疲弊と消耗をしていました。

長期持久戦に備えるために政府は7月迄は作戦を実施しないと2月16日の御前会議で決定しました。然し現地の陸軍は反対します。海軍は航空隊が活躍しているので負けてはならないと考えたのでしょう。(私見) 4月7日参謀本部は北支那方面軍と中支那派遣軍に徐州攻略を命じ、5月21日徐州を占領したが、戦闘が続き徐州から西の鄭州へ向かって中国の大動脈鉄道幹線京漢線の攻防になります。鄭州は東西(北京～漢口)と南北(西安～徐州～連雲港)の交差する大動脈の中核都市、中国はこれ

を死守しましたが、日本軍は、6月6日開封を占領、鄭州に進軍しました。（中国の地図は巻末資料に添付）

中国の作戦も凄いです。

## 5, 中国の黄河焦土作戦・6 / 7

6月7日中国軍は黄河を決壊、氾濫させて日本軍の侵攻をくい止めようとしました。（黄河焦土作戦）

爆破は容易ではなかったが11日から大雨で黄河が増水し自然の猛威で決壊し、黄河南岸の平地帯は広範囲にわたって冠水、日本部隊は孤立し進軍は不能になり作戦は中止されました。

氾濫は河南省・安徽省・江蘇省にまたがる54,000平方kmの領域に及び。水没範囲は11都市と4000村、3省の農地が農作物ごと破壊され、水死者は100万人、被害者は600万人と言われる被害を出しました。程度については諸説ありますが、戦場となると国家は国民の犠牲を強いるのは共通のことです。日本軍はこの戦いで武漢三鎮攻略への道筋をつけました。

武漢三鎮とは武昌、漢口、漢陽の三大都市をいい南京陥落前に首都機能が移転された所で上海につぐ経済都市。首都は更に奥地の重慶でした。

話はあちこちしますが日本も忙しい時でした

## 6, ソ連との間で国境紛争「張鼓峰事件」

満州国は地図のように4000kmの国境を持つことになり、満州ソ連国境付近での紛争は多発していましたが、両国は現地解決に努めていました。然し前年11月25日、日独防共協定の締結後、日ソ間の関係は著しく悪化し辺境の小さな国境紛争も国家間の政治的な意味合いを濃くし争いの火種となってきました。地図から分かるように張鼓峰はソ連・満州・朝鮮と国境がいりみだれる位置にあり、標高150mの小高い丘で、三国を見下ろせる軍事的要所です。日本側は張鼓峰一帯の小高い丘を満州国の領土と主張、ソ連側はそれを否定して、7月11日、山頂に陣地構築を始めます。関東軍は国境侵犯と判断し、外交ルートを通じて抗議し



漢を占領します。漢口に航空基地を作りここから重慶爆撃を開始します。ここでは陸軍と海軍の協同がみられます。

日本軍は、支那事変を終わらせるために武漢攻略と並行して広東攻略も進めていました。中国軍が戦い続けられるのは、英仏米からの援助があったからです。援助物資を運ぶルートが複数ありましたが最大の「援蔣ルート」は香港から広州、広東に至る道でした。それを遮断すべく侵攻し、10月12日に広州を、21日には広東を占領、

10 / 25 漢口の一角を占領

10 / 26, 武昌を攻略

10 / 27, 武漢三鎮を完全占領、日本国民はこれで日華事変は終わると期待し再び国内は提灯行列などで沸き上がりました。この段階で日本軍は中国の主要都市の殆どを占領下におきましたが、中国側の戦意は萎えることはありませんでした。

その理由は①毛沢東の戦略と

②貨幣統一（法幣）が中国国民に浸透していたこと

及び③首都重慶にはハノイ・ビルマからの援蔣ルートで米英の支援が継続されたためであると考えます。

②については詳細を改めて記す予定です。

日本政府は中国が屈伏せず、長期持久戦が可能なのは英米仏の三国が武器弾薬軍需品を供給し続けるからだとして抗戦の目を英米仏にも向け始めました。三国は中国をそそのかし長期戦を戦わせ泥沼化し「東洋の平和を攪乱している」と怒りを露わにします。英米仏と戦う（援蔣ルート遮断）ための大義名分を考えなければならなくなり、それを「東亜新秩序の建設」としました。

そのために考えたのが

## 8, 第二次近衛声明 11 / 3,

第一次近衛声明は「爾後国民政府を対手とせず」その具体的な意味は蒋介石国民政府を殲滅して、新たに日本側の都合のよい政府を樹立して、その新政府と和平交渉をするというものでした。

第二次声明は次のような内容です

- 「①帝国の冀求（こいねがい求める）する所は、東亜（アジア）永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り。今次征戦究極の目的も、又、ここに存す。この新秩序の建設は日満支三国、携え、政治・経済・文化等各般に亘り互助連鎖の関係を樹立するを以て根幹とし、
- ②東亜における国際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、経済結合の実現を期するにあり。
- ③帝国が支那に望む所は、この東亜新秩序建設の任務を分担せんことに在り。帝国は支那国民がよく我が真意を理解し、以て帝国の協力に応えんことを期す。
- ④もとより、国民政府といえども、従来の指導政策を一擲（いってき）し、その人的構成を改替して、更正の実を挙げ、新秩序の建設に來たり参ずるにおいては、敢えてこれを拒否するものにあらず
- ⑤惟（おも）うに、東亜における新秩序の建設は、我が肇国（開国以来の）精神に淵源し、これを完成するは、現代日本国民に課せられたる光榮ある責務なり。帝国は必要なる国内諸般の改新を断行して、いよいよ国家総力の拡充を図り、万難を排して斯業の達成に邁進せざるべからずここに政府は帝国不動の方針と決意とを声明す」

この内容を検討してみると、このメッセージは対外向け、中国向け、そして日本国民向けの三段構えになっています。

- ①日華事変の目的を、「暴支膺懲」から「東亜（アジア）新秩序の建設」に代えました。「暴支膺懲」では英米とは戦えない。そこで征戦究極の目的を明らかにしてアジア経済ブロック圏を英米に対抗して建設することをうたいあげたわけです。
- ②東亜における国際正義の確立と共同防共の達成の呼びかけは、後にフィリピンの独立等のアジア諸国の独立を促したとする日本の戦争目的を正当化する根拠に貢献しますが、この時点で真剣に考えられていたかどうかは疑わしいと考えます（私見）
- ③「帝国が支那に望む」以下の文章に「帝国」が執拗に3回用いられ最後の動詞は「期す」とはなっていますが、裏面（本音）では命令です

④「期す」内容は、中国が従来 of 指導政策を捨てきり、人的構成を替え改めること、即ち毛沢東の支配から完全にはなれること＝共産主義の放棄を命令しているのです。

その後「来たり、参ずれば、敢えてこれを拒否するものではない」もの凄く威張った表現になっています。

⑤「東亜新秩序の建設」はわが国開闢（かいびやく）以来のわが国の使命であるとして、国民にその責務を訴え、国家総力をあげるべく諸政策（軍事費増強のための諸政策）を断行する。国民の犠牲の上に成り立つ膨大な軍事費を意味します。

第一声明では「国民政府を対手とせず」としていたものを、第二次声明では「国民政府といえども、一一一条件が整えば一一一敢えてこれを拒否するものにあらず」と寛大な表現をしながら裏では（本意では）「飲めるはずがないだろう。どうだ！」と挑戦的なニュアンスが丸出しになっています。中国には予想通り一蹴される。和平ではなく戦火の拡大に向かって進むことになります。

（1939年4月「支那事変の真意義」では「東亜新秩序の建設の妨害を企図する英米ソ連の動きを封じるために、一層の軍備を増強する必要がある」と強調してアジア太平洋戦争に向かっている）

## 9, 汪兆銘との交渉を始める 1 1 / X

帝国不動の国是は満州国及び支那と提携して、東亜の平和の枢軸国となり、世界平和に貢献するには、中国との事変の解決と和平が大前提となるのですが、その相手となる中国政府は「国民政府」ではないと言い切っています。既に北京には「中華民国臨時政府」、南京には「中華民国維新政府」（いずれも日本の傀儡政府）を樹立してありますが、中国民衆は両政府を日本の傀儡政府とみており、支持も協力も得られていません特に大きな要因は貨幣（法幣の強さ）でした。（後日記す予定です）そこで政府はかねてからの狙い通り、汪兆銘工作を開始します。汪兆銘側との「日華新関係調整要項」の協定は一年後の1939年12月30日です。1938年年末に近衛文麿は総辞職をします。波乱の1939年が間近に迫っています。

# 参考資料

## 資料 1

以下の資料は筆者の考えられる範囲で作成したものです

### 国民生活を犠牲にした軍備の調達

下表（次頁）は国家予算と軍事費の比較をしたものです

国家予算に占める軍事費率は1937年から38年に急増しています。

参考資料 戦費割合

|             | 国家予算額   | 一般会計歳入額 | 臨時軍事費   | 戦費      | 戦費割合  |
|-------------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 1930        | 1,558   | 1,596   |         | 444     | 0.285 |
| 1931        | 1,478   | 1,531   |         | 461     | 0.312 |
| 1932        | 1,953   | 2,045   |         | 701     | 0.359 |
| 1933        | 2,253   | 2,331   |         | 881     | 0.391 |
| 1934        | 2,164   | 2,246   |         | 948     | 0.438 |
| 1935        | 2,206   | 2,259   |         | 1,039   | 0.471 |
| 1936        | 2,279   | 2,372   |         | 1,085   | 0.476 |
| 1937        | 4,738   | 2,914   | 1,824   | 3,293   | 0.695 |
| 1938        | 7,765   | 3,594   | 4,171   | 5,979   | 0.770 |
| 1939        | 8,805   | 4,969   | 3,836   | 6,489   | 0.737 |
| 1940        | 10,983  | 6,444   | 4,539   | 7,963   | 0.725 |
| 1941        | 16,532  | 8,601   | 7,931   | 12,515  | 0.757 |
| 1942        | 24,399  | 9,191   | 15,208  | 18,836  | 0.772 |
| 1943        | 37,997  | 14,009  | 23,988  | 29,828  | 0.785 |
| 1944        | 86,183  | 21,040  | 65,143  | 73,514  | 0.853 |
| 1945        | 76,091  | 23,487  | 52,604  | 55,242  | 0.726 |
| 1937~1945合計 | 273,494 | 94,249  | 179,245 | 213,659 | 0.781 |

計算根拠 ①一般会計歳入額は財務省統計歳計第7表 昭和5年以降一般会計剰余金

②戦費と戦費割合は帝国書院ホームページ軍事費

③国家予算は戦費÷戦費割合 戦費割合は複数の資料とほぼ同じ数字である。

④国家予算と一般会計歳入との差額を臨時軍事費として計算した。

1938年は総額80億を超える大予算（内臨時軍事費約49億）との記述もある。筆者作成

臨時軍事費とは1938年第一次近衛内閣が設けた「支那事変臨時軍事費特別会計」のことです。

一般会計の軍事費（1年度単位）と臨時軍事費（会計年度を戦争の開始から終結迄を1期間とする）を区別しました。

臨時軍事費特別会計の意味するところは戦争が長期化するといくら軍事費がかかるか予測がつかない。軍部が必要と主張すれば国会の審議なく際限なく特別に支出できる。従って戦争が終わらなければ幾らかかったか分からない。債務超過になったときは国民が支払うという経済政策がとられています。

## 1940年と2018年の国家予算を比較（推定）してみる

|           | 1940年の国家<br>予算 | 2010年換算  | 2016年の国家予算  | 倍数   |
|-----------|----------------|----------|-------------|------|
| 予算総額      | 109億円          | 12兆円     | 97兆円（100兆円） | 8.03 |
| 国債による歳入   | 53.5億円         | 5.89兆円   | 34.4兆円      | 5.84 |
| 軍事費       | 79.6億円         | 8.75兆円   | 5兆円（推定）     | 0.57 |
| 軍事費割合     | 73%            |          | 5% GDPの1%   | 0.07 |
| 内・臨時軍事費   | 45.3億円         |          | 不明          |      |
| 一般歳出      | 26.8億円         | 2.94兆円   | 73,1兆円      |      |
| 総人口       | 72,000千人       | 72,000千人 | 125,000千人   | 1.73 |
| 一人当たり軍事費  | 110円           | 121,000円 | 40,000円     | 0.33 |
| 一人当たり一般歳出 | 37円            | 40,700円  | 584,800円    | 14.3 |
| 一人当たり予算   | 151円           | 166,000円 | 776,000円    | 4.67 |
| 一般歳出/予算   | 0.245          |          | 0.754       |      |

換算率の私の考え方を巻末資料に加えます。

数字の詳しい話しはもう少し先にしますが、ここでは国家予算の軍事予算の占める割合が73%（後に最高82%になる）になっている。国民の基本的な生活の基本となる一般歳出の対予算割合が1940年は24.5%、2016年は75.4%と3倍の開きがある。軍事費の割合がどんなに大きいか分かります。

生活水準は今の5分の1と考えられます。（3次元で感じる必要がある）  
2016年の一人当たり予算額は約80万円、今の生活水準を感じ取って、  
1940年の生活水準を想像してみる。今の5分の1である。  
戦争がどんなに苛酷な状況を国民に強いるかが分かります。

後述の予定ですが戦後のハイパーインフレは国の借金を限りなくゼロにするために国民の貯金と国債の貨幣価値を激変低下させることで国家の債務をパーにしようとするものでした。

近衛内閣はこの「特別会計」に併せて「支那事変特別税法」を戦争（事変）終了の翌年迄施行するという臨時的税法（増税）を施行しましたが、それでは間に合わず1940年恒常的な増税ができる税制改革と給与所得の源泉徴収制度をドイツのヒトラーに真似て導入しています。（後述）  
増税だけでは軍事は賄えないので政府は国債を発行しました。国際社会から孤立していたため、日露戦争の時のように外債を発行できず、全額を日本国内（この時は朝鮮・満州・中国本土のごく一部に通用する軍票等を含む）で消化せねばならず、国民の貯金を国債に変えさせる政策をとります。

1940年の国債発行額は一般会計で16.7億円、臨時軍事費特別会計で36.8億円、合計53.5億円となった。この年の国家予算は109億円ですから国家予算に占める発行国債割合は49%になっています。

## 軍事費の調達は「戦時国債」

1937年から1939年迄の3カ年での国債発行額は109億円、その84,5%を国民が引き受けさせられました。

更に国債を国民に引き受けさせる為に1940年は貯金の目標を120億と定め節約を強制します。

2016年日本の国債発行額は1000兆円を超えていますが、それは国民の貯蓄が1500兆円あることを前提にしていると考えられます。

1937年から1946年迄の「臨時軍事費特別会計」の決算では歳出額が2221億円となっています。（現在換算で240兆円に相当する）

この内公債（国債・地方債等）発行額と借入金の合計は約1500億円（現在換算で165兆円）

これを紙くず同然とするにはハイパーインフレしかなかった訳です。国民は敗戦後も厳しい窮乏生活を送らねばならなかった。

このような経済状況のもとで日本はソ連と英米と中国を相手とする戦争を何故、選んだのでしょうか？

1939年は大変な年となります。

## 資料 2 現在価値換算表（仮設 1）

消費者物価換算表

|       |      | 図録指標    |          | 日銀指標      |          | 総務省基準 |
|-------|------|---------|----------|-----------|----------|-------|
| ①     | 1880 | 146     | 1        | 0.385     | 1        |       |
| ②     | 1910 | 232     | 1.59     | 0.579     | 1.50     |       |
| ③     | 1940 | 647     | 4.43     | 1.799     | 4.67     |       |
| ④     | 1945 | 1,380   | 9.45     | 13.000    | 33.77    |       |
| ⑤     | 1950 | 97,242  | 666.04   | 220.000   | 571.43   |       |
| ⑥     | 1954 | 138,565 | 949.08   | 301.800   | 783.90   |       |
| ⑦     | 1970 | 265,376 | 1,817.65 | 578.000   | 1,501.30 | 32.6  |
| ⑧     | 1982 | 676,801 | 4,635.63 | 1474.100  | 3,828.83 | 83.2  |
| ⑨     | 2010 | 813,463 | 5,571.67 | 1,771.755 | 4,601.96 | 100   |
|       |      |         |          |           |          |       |
| ③と⑨倍率 |      | 1,257   |          | 985       |          |       |
|       |      |         |          |           |          |       |

この換算表は「図録・日本の貨幣・第8巻」「日銀・日本銀行百年史・資料編」  
総務省・総務省統計局ホームページ」を連結して筆者が作成したものです。

図録は1954年迄判明している。以後は日銀指数で推定計算

1970年に日銀指標と総務省基準が発表された。

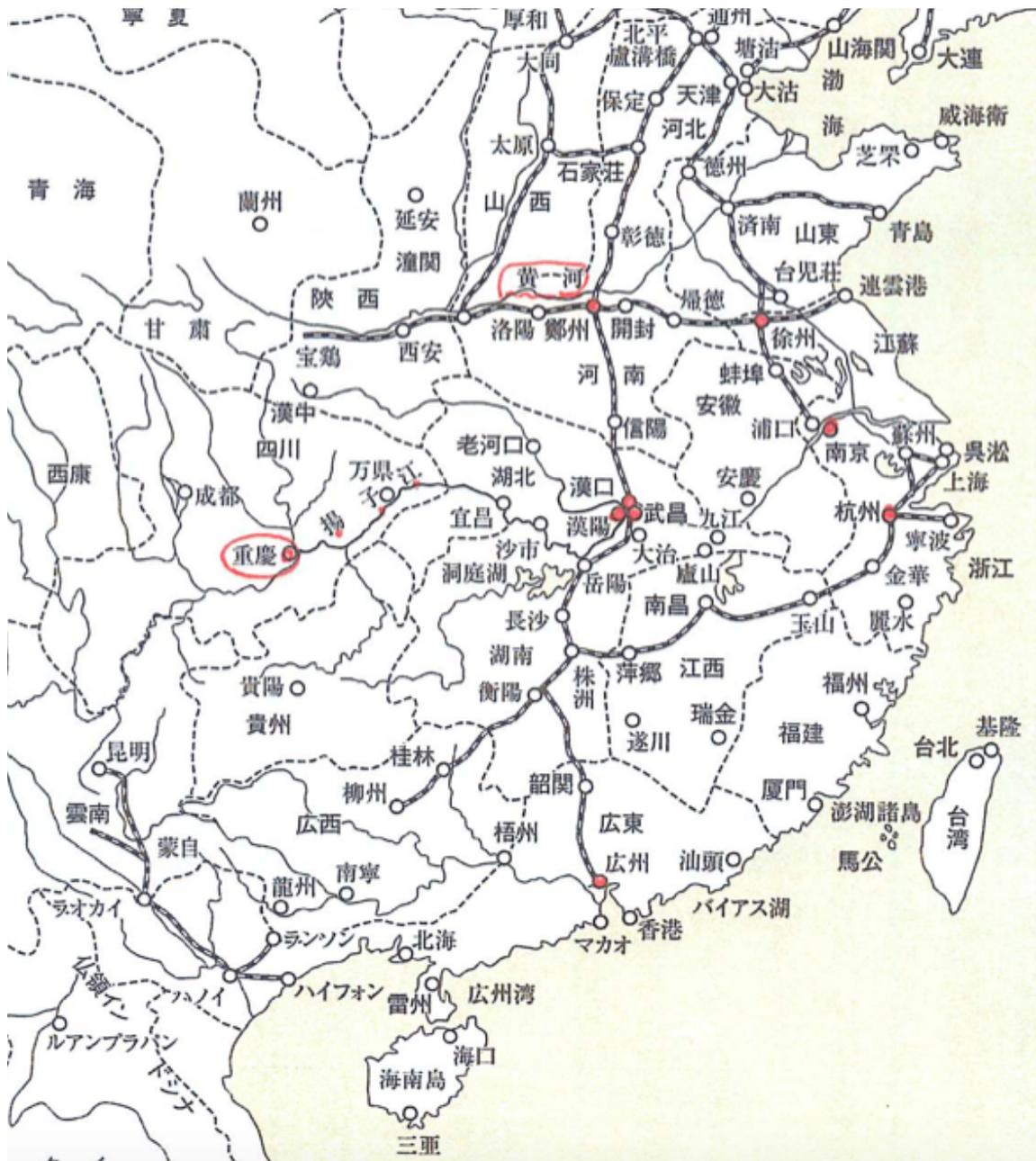
この表によって1940/2010の倍率は1,257~985の範囲にあると仮説を立てた。

今回の資料は1100倍として計算した。

現在価値が分からないと歴史の経済的実感が湧かないが、公式記録はない。

検証頻度を増やし実態に迫るように努力します。

## 資料2 中国の地図



この地図は、玖村敦彦著・「かえりみる日本近代史とその負の遺産」p115より引用  
本文を読むときの参考になります。歴史は人、場所、数字の現在価値が分かると興味が倍加します。